

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第76号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																																	
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>406,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>465,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>527,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>608,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>707,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>807,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>406,000</u>	2	<u>465,000</u>	3	<u>527,000</u>	4	<u>608,000</u>	5	<u>707,000</u>	6	<u>807,000</u>		<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>418,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>479,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>543,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>626,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>728,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>831,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>418,000</u>	2	<u>479,000</u>	3	<u>543,000</u>	4	<u>626,000</u>	5	<u>728,000</u>	6	<u>831,000</u>	
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>406,000</u>																																		
2	<u>465,000</u>																																		
3	<u>527,000</u>																																		
4	<u>608,000</u>																																		
5	<u>707,000</u>																																		
6	<u>807,000</u>																																		
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>418,000</u>																																		
2	<u>479,000</u>																																		
3	<u>543,000</u>																																		
4	<u>626,000</u>																																		
5	<u>728,000</u>																																		
6	<u>831,000</u>																																		
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>339,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>374,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>402,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>339,000</u>	2	<u>374,000</u>	3	<u>402,000</u>		<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>349,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>385,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>414,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>349,000</u>	2	<u>385,000</u>	3	<u>414,000</u>													
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>339,000</u>																																		
2	<u>374,000</u>																																		
3	<u>402,000</u>																																		
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	<u>349,000</u>																																		
2	<u>385,000</u>																																		
3	<u>414,000</u>																																		
3～6 [略]		3～6 [略]																																	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)																																	

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第24条から<u>第28条</u>まで、第28条の5及び第39条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第24条から<u>第27条</u>まで、第28条の5及び第39条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。